販売委託契約書（案）

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、次のとおり販売委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目　的）

第１条

甲は乙に対し、甲が所有する別紙に記載のグッズ等について販売することを委託し、乙はこれを受諾する。

（乙の受託業務）

第２条

乙は、前条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

１　グッズ等の販売（店頭販売及びオンラインショップでの通信販売）

２　グッズ等販売代金の回収

３　前２項に付随及び関連する行為

（販売商品及び価格）

第３条

１　乙は、別紙に記載の販売価格でグッズ等を販売する。

２　乙は、販売価格について、消費税の改定による価格改定、また甲の価格見直しによる価格改定があった際には、改定に応じること。

３　販売商品の追加がある場合には、甲は乙へ書面にて通知する。

（報告）

第４条

乙は、毎月の減少数と毎月末日現在の保管在庫数量及び瑕疵グッズ等の残高を、翌月５日までに、甲に報告しなければならない。

（代金の支払）

第５条

１　甲が乙に対して支払う手数料率は２０％とする。

２　乙は、別紙「売上報告書」に内容記入のうえ甲に提出すること。また乙は、甲が指定する口座に売上代金から手数料請求額を控除した金額を振込すること。報告対象期間、提出期日等については事前に甲乙協議の上決定する。

３　乙は、前項における売上報告書の提出後 30 日以内に、甲が指定する口座に売上代金から手数料請求額を控除した金額を振込すること。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（瑕疵）
第６条
　乙は、品質上の瑕疵があったグッズ等について、甲に数量を報告し、甲の指定する方法により甲に返品する。この場合の返送料は甲が負担する。ただし、乙の管理上の数量不足及び瑕疵については、これを除外する。

（所有権の移転）
第７条
　グッズ等の所有権は、業者から納入されたグッズ等を甲が乙に引き渡すときに乙に移転するものとする。なお、乙は、引き渡されたグッズ等を自己の責任と費用で管理し、販売するものとする。

（秘密保持）
第８条
　甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはならない。

（譲渡および再委託の禁止）
第９条
１　甲及び乙は、本契約より生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。
２　乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）
第１０条
１　甲及び乙は、本契約締結時及び将来にわたって自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及びその関係団体等（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、自らの代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、確約する。

２　甲及び乙は、前項の規定を、自らの全ての関係者にも遵守させる義務を負う。

（契約解除）

第１１条

１　甲は、乙が次のいずれかに該当したときは何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（１）正当な理由がなく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

（２）契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

（３）前各号のほか契約事項に違反したとき。

２　乙は、前項の規定により契約が解除された場合において、乙は解除日までについて速やかに第４条第１項で定める報告を甲に行い、甲は、異議がなければ、乙に対し請求書を発行する。なお、乙は請求書を受領してから 14 日以内に、甲が指定する口座に支払うものとする。その場合、振込手数料は乙の負担とする。

３　甲は、第１項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

（不可抗力免責）

第１２条

甲及び乙は、天災地変、戦争・内乱・暴動、疫病その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、その責任を負わない。

（有効期間）

第１３条

本契約の有効期間は、契約締結日から令和９年２月 28 日までの１年間とする。ただし、期間満了の６か月前までに甲乙いずれからも何らの申出のない場合は、本契約と同一条件で更に１年間継続するものとし、以後同様とする。ただし、自動更新による延長による場合でも、契約期間は令和 13 年２月 28 日までを限度とする。本契約終了の半年前に甲から乙へ委託終了の通知を行う。

（協議）

第１４条

本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第１５条

甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じたときには、甲の住所地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、署名捺印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

（甲）住所又は事務所所在地　　大阪市中央区大手前４丁目１番３２号
商号又は名称　　地方独立行政法人大阪市博物館機構
氏名又は代表者氏名　　理事長　真鍋　精志

（乙）住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名